

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 47 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 47 年 7 月まで

姉に国民年金への加入を勧められ、長男を出産した年である昭和 45 年の夏ごろ、A 区で国民年金に任意加入し、同区に居住している際は薄いベージュ色の国民年金手帳を所持していた。その後、B 市に引っ越し、同市役所で国民年金について住所変更をする際に、所持していた手帳を見せて手続したところ、新しい手帳を渡され、所持していた手帳は返ってこなかった。社会保険庁の記録では、B 市で初めて国民年金に加入したことになっているが、私が初めて国民年金に加入したのは A 区であるので、未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区に居住している際に国民年金に任意加入し、その後、B 市で国民年金について住所変更をする際に、所持していた国民年金手帳を見せて手続したが、新しい手帳を渡され、所持していた手帳は返ってこなかったとしているところ、申立人の国民年金への加入手続の記憶は鮮明であり、手続の状況についての説明は詳細かつ具体的である。また、申立人が申立期間当時に所持していたとする国民年金手帳の色、納付したとする国民年金保険料額及び納付方法は、当時の状況と合致し、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人には申立期間後に未納が無く、国民年金保険料を前納した年度もあるなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月及び同年 6 月

昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付し、その後、同年 5 月から共済組合に加入したので、納付した分を返金してもらいに行ったところ、一度払ったお金は返せないと言われた。その後も何回か交渉したが返金してもらえなかった。還付済みになっているという社会保険事務所の回答には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 53 年 4 月 28 日に納付し、その後、同年 5 月から共済組合に加入することになったため、国民年金の被保険者資格喪失手続を A 町 B 支所で行い、申立期間の保険料について還付してほしいと主張したが返金できないと言われたとしているところ、申立人は、申立期間の保険料を納付した領収書を所持しており、A 町保管の被保険者名簿によると、同年 7 月 7 日に申立人に係る資格喪失処理が行われたことが確認できるなど、申立人の主張に不自然な点はみられない。

また、申立人は、昭和 53 年 11 月 20 日に A 町 B 支所隣接の施設で過年度保険料を納付し、その際にも社会保険事務所職員に申立期間の保険料を還付してほしいと言ったが、取り合ってもらえなかったとしているところ、申立人は当該過年度納付に係る領収証書を所持しているなど、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、C 社会保険事務所保管の被保険者台帳によると、昭和 53 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、同年 9 月 7 日に全額還付の事務処理が行われている旨の記載があるものの、通常、社会保険事務所における還

付事務処理では、還付決定時に納付可能な未納期間がある場合には、還付に先立ち充当処理されることになっており、申立人の記録についても同年9月当時、納付可能な未納期間があったことから、本来であれば充当処理がされるはずであり、申立期間当時、行政側に不適切な事務処理があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 41 年 3 月まで  
母が、私の国民年金保険料を納付していたと記憶している。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 36 年 8 月から申立人の父が死亡した 43 年\*月まで、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母は、36 年 8 月から国民年金に任意加入し、加入後は未納期間が無いことから、申立人の母の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 10 か月と短期間である上、申立期間の前後は納付済みとなっていることから、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間後の昭和 43 年 5 月及び同年 6 月については、当初未納とされていたが、平成 21 年 4 月に申立人が所持していた A 市発行の国民年金手帳預り証の記載により、記録が未納から納付済みに訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、結婚後も実家の父が家族の分と一緒に納めてくれていた。未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の国民年金保険料は、申立人の実父が納付してくれただけであるとしているところ、社会保険庁の特殊台帳及びA町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人が結婚した後に行われた第1回特例納付において、申立人の夫は昭和46年3月に特例納付しているのに対し、申立人、申立人の実母、申立人の実姉及び申立人の実姉の夫は、いずれも47年6月に特例納付していることが確認できる上、申立人の実姉の夫は、当時、申立人の実家の家計は申立人の実父が管理していたとしており、申立人の主張と符合する。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の実父は、昭和36年4月に国民年金に加入した後は未納期間が無く、社会保険庁の特殊台帳及びA町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の実母、申立人の実姉及び申立人の実姉の夫は、47年の特例納付により未納期間をすべて解消していることから、申立人の実父の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、A町保管の国民年金被保険者名簿によると、特例納付が行われた47年当時は、申立期間が未納期間であったことが確認できることから、申立人の実父が申立期間のみを除いて納付したとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和34年1月6日に、資格喪失日に係る記録を同年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和34年12月21日に、資格喪失日に係る記録を35年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年11月10日から同年12月19日まで  
② 昭和34年1月6日から同年4月7日まで  
③ 昭和34年12月21日から35年3月26日まで

私は通信士として、申立期間①は船舶所有者DのE丸に、申立期間②は船舶所有者AのF丸に、申立期間③はC社のG丸に乗船したが、船員保険の被保険者記録が無かった。間違いなく乗船していたので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

船舶所有者Aに係る申立期間②については、申立人から提出された乗船証明書及び同僚の供述により、申立人が通信士として、申立期間においてF丸に乗船していたことが確認できる。

また、F丸における通信士の前任者及び後任者には船員保険の加入記録が確認できる。

さらに、F丸に乗船していた同僚は、「乗船していた者は全員船員保険に入っていた」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、F丸における通信士の前任者及び後任者の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

C社に係る申立期間③については、申立人から提出された乗船証明書及び同僚の供述により、申立人が通信士として、申立期間においてG丸に乗船していたことが確認できる。

また、当該事業所は「当時の資料等は保存されていないが、乗組員が通信士であった場合、保険料を給与から控除していたと推測する。」と回答しており、G丸における通信士の前任者には船員保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、G丸における通信士の前任者の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間③の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、船舶所有者Dに係る申立期間①については、船舶所有者が代表取締役を務めていたH社に照会したところ、同社は既に船舶を所有しておらず、当時の代表取締役及び事務員も死亡しており、申立人の船員保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当該事業所において申立期間に船員保険被保険者記録のある複数の元乗組員に照会したが、申立内容を裏付ける供述及び関連資料を得ることは

できなかつた。

さらに、I 漁業協同組合、J 組合及びK総合通信局に照会したところ、申立期間当時の資料は無いとの回答であった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和28年5月12日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該事業所における被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和28年8月23日）及び資格取得日（昭和28年10月31日）並びに申立期間③に係る資格喪失日（昭和28年12月29日）及び資格取得日（昭和29年1月5日）を取り消し、申立期間②及び③の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年5月12日から同年7月23日まで  
② 昭和28年8月23日から同年10月31日まで  
③ 昭和28年12月29日から29年1月5日まで

私はA社B支店に昭和28年5月12日に入社し、31年1月に正社員となるまで、D係の臨時社員として勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

申立期間において、D係として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた工務係の上司及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①から③までの期間に、工務係としてA社B支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「申立期間当時は工場が増産体制のため、機械の修繕が多く、休みの無い月もあった。」と供述しているところ、申立人と一緒に勤務していたD係の上司は、「申立人は、昭和 28 年 5 月に B 支店へ D 係の臨時社員として入社して以来、正社員と同様に継続して勤務していた。また、他の製造ラインの臨時社員とは異なった勤務形態であり、申立人しか扱うことができない機械が何台かあった。自分も正月休みに出勤したこともあり、工務係は忙しかった。」と供述している。

さらに、C社に照会したところ、当時の資料等は保存されていないが、D係として継続して勤務していた場合、勤務していた者が正社員でなかった場合でも、保険料を給与から控除していたと推測すると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から③までの標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 28 年 7 月、同年 10 月、同年 11 月及び 29 年 1 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②及び③について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 28 年 8 月、同年 9 月及び同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日、17年6月28日及び17年12月28日について、その主張する標準賞与額（15万4,000円、15万円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、15万4,000円、15万円及び20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年6月28日  
③ 平成17年12月28日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書により、平成16年12月20日については15万4,000円、17年6月28日については15万円、17年12月28日については20万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思

うと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（15万4,000円、15万円及び20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日、17年6月28日及び17年12月28日について、その主張する標準賞与額（24万円、18万円及び28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、24万円、18万円及び28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年6月28日  
③ 平成17年12月28日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書により、平成16年12月20日については24万円、17年6月28日については18万円、17年12月28日については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思

うと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（24万円、18万円及び28万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日、17年6月28日及び17年12月28日について、その主張する標準賞与額（17万円、14万円及び19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、17万円、14万円及び19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年6月28日  
③ 平成17年12月28日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書により、平成16年12月20日については17万円、17年6月28日については14万円、17年12月28日については19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思

うと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（17万円、14万円及び19万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日、17年6月28日及び17年12月28日について、その主張する標準賞与額（24万円、18万円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、24万円、18万円及び30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年6月28日  
③ 平成17年12月28日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書により、平成16年12月20日については24万円、17年6月28日については18万円、17年12月28日については30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思

うと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（24万円、18万円及び30万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日、17年6月28日及び17年12月28日について、その主張する標準賞与額（20万円、15万円及び22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、20万円、15万円及び22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年6月28日  
③ 平成17年12月28日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書により、平成16年12月20日については20万円、17年6月28日については15万円、17年12月28日については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思

うと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（20万円、15万円及び22万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日、17年6月28日及び17年12月28日について、その主張する標準賞与額（24万円、18万円及び28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、24万円、18万円及び28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年6月28日  
③ 平成17年12月28日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書により、平成16年12月20日については24万円、17年6月28日については18万円、17年12月28日については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思

うと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（24万円、18万円及び28万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日、17年6月28日及び17年12月28日について、その主張する標準賞与額（18万円、14万円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、18万円、14万円及び20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年6月28日  
③ 平成17年12月28日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書により、平成16年12月20日については18万円、17年6月28日については14万円、17年12月28日については20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思

うと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（18万円、14万円及び20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日、17年6月28日及び17年12月28日について、その主張する標準賞与額（20万円、15万円及び22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、20万円、15万円及び22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年6月28日  
③ 平成17年12月28日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書により、平成16年12月20日については20万円、17年6月28日については15万円、17年12月28日については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思

うと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（20万円、15万円及び22万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日、17年6月28日及び17年12月28日について、その主張する標準賞与額（18万円、14万円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、18万円、14万円及び20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年6月28日  
③ 平成17年12月28日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書により、平成16年12月20日については18万円、17年6月28日については14万円、17年12月28日については20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思

うと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（18万円、14万円及び20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、申立事業所から提出のあった賞与支給控除一覧表により18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと思うと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（18万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から47年5月まで

私は、昭和36年に国民年金に加入し、その後、厚生年金保険被保険者資格を取得した47年6月まで、毎月、国民年金保険料を納付していた。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎月、自身の国民年金保険料を申立人の妻の分と一緒に納付したとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人及び申立人の妻は、昭和41年8月19日に強制加入から任意加入に種別変更し、その後、41年11月1日に国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。申立人及び申立人の妻が強制加入から任意加入に種別変更した点について、総務省人事・恩給局によると、申立人は、41年8月19日に海軍軍人普通恩給の受給について裁定を受けており、裁定の結果、恩給を受給できることが確認されたとしていること及び61年4月改正前の国民年金法においては、恩給法に基づく普通恩給を受給できる者及びその配偶者は任意加入対象者であったことから、申立人及び申立人の妻は、申立人が海軍軍人普通恩給の受給について裁定を受けたことを契機に強制加入から任意加入に種別変更したものと考えられる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和47年6月について、国民年金と厚生年金保険に二重に加入し、保険料を納付したとしている。しかし、前述のような場合には、保険料が還付されることとなるが、申立人は保険料が還付されたことは無いとしている。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から57年12月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から57年12月までの一時期

私は、昭和47年1月に国民年金に任意加入してから国民年金保険料を納付しており、その後、付加年金にも加入し、付加保険料も併せて納付してきた。付加保険料に関する自分の記録がなくなっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一時期について、定額保険料とともに付加保険料も納付していたとしているが、付加保険料を何年くらい納付したかについては、はっきり覚えていないとしており、最初に付加年金の加入手続をした時期についても、申立人が、昭和50年3月にA市からB区に転入した時に手続を行ったとしているのに対し、申立人の夫は、A市に住んでいる時に自身で手続をした気がするとしているなど、申立人とその夫の供述は食い違っており、付加年金の加入状況及び付加保険料の納付状況に関する記憶はあいまいである。

また、申立人は、B区に転入後、国民年金の集金人が自宅を訪問した際に付加年金の加入手続を行い、保険料についても集金で納付していたとしているが、B区役所では、保険料の集金制度は昭和45年度から段階的に廃止され、50年代に入ってからは、身体が不自由といった特別な事情がある人に対してのみ集金を行っていたとしており、申立人の供述とは異なっている。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳、A市及びB区作成の被保険者名簿のいずれにおいても付加年金に係る記載は無いなど、申立期間当時、申立人が付加年金に加入していた形跡は見られない。

加えて、申立人が申立期間について付加加険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から43年12月まで

申立期間当時のA村は納税組合組織が徹底されていた。各種の税金や国民年金の収納率を上げるために村では成績のよい組合に金・銀・銅賞などを授与するなど、納付率向上を競わせていた。そのため各納税組合はその組合や地区の名誉のために完全納付を目指していた。どうしても都合がつかない人の分は納税組合が立替えをするなどして完納に努め、組合員全員が優良組合になろうと協力し合っていた。そのような状況からしても申立期間の保険料を納付していないなどあり得ず、未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父が納付していたとしているが、申立人自身の関与が無く、申立人の父は既に他界している上、申立人は、申立人の父から具体的な話を聞いたことは無いとしているなど、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の具体的状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納税組合の集金により納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月にB市で払い出されており、被保険者資格取得年月日は同年1月31日となっている上、申立期間当時居住していたA村（現在は、C市）において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実も確認できなかったことから、申立期間は未加入期間となり、申立人の保険料が集金されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の両親と同居し、一緒に国民年金保険料を納付してもらっていたとしているが、社会保険庁のオンライン記

録によると、申立人の両親は申立期間の一部を含む昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料が免除されている。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間、42 年 8 月から 43 年 3 月までの期間、43 年 8 月から 44 年 3 月までの期間及び 44 年 8 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで  
② 昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月まで  
③ 昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月まで  
④ 昭和 44 年 8 月から 49 年 3 月まで

私は、夫が亡くなってからも国民年金保険料を納付していたが、納めるのが難しくなり免除申請をした。免除期間の保険料は、後からまとめて 1 回で納めた。免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が死亡した後、一定期間国民年金保険料を納付し、その後免除申請を行ったとしているが、申立人は、納付したとする期間について、2 年から 3 年、あるいは 5 年から 7 年だったとするなど、その供述はあいまいである上、A 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立人の夫が死亡した時点の昭和 41 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料が免除されていることが確認できる。

また、申立人は、免除された期間の保険料は、後年、1 回にまとめて納付したとしているが、納付したとする時期はわからないとしている上、納付したとする金額も聴取の度に変遷するなど、供述内容に一貫性が無い。

さらに、A 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 49 年度の保険料について、一旦、免除の承認を受けた後、昭和 49 年 12 月に、1 年分まとめて納付していることが確認できる。

そのほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から48年12月までの期間、49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から48年12月まで  
② 昭和49年2月及び同年3月

個人経営の店で働いていた時、将来年金を多くしたいと思い、国民年金に加入して市役所から送られてきた納付書で納めた。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、個人経営の店で働いていた時、国民年金に加入して市役所から送られてきた納付書で保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月に申立人の妻と連番で払い出されている上、国民年金被保険者の資格取得は同年1月1日となっていることから、申立期間①は未加入のため納付書が発行されることは無く、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間中、A市（現在は、B市）以外に住所を移動したことは無いとしているなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、C社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、申立人及び申立人の妻の昭和49年9月分の保険料は、同年9月に申立人の妻が厚生年金保険に加入したことから、50年に還付が発生し、49年1月分の保険料に充当されていることが確認できる。通常、社会保険事務所の還付処理事務では、還付決定時に納付可能な未納期間がある場合には還付に先立ち充当処理されることから、申立人の49年1月の保険料は、当初、未納であったものと考えられ、申立期間のみを納付したとするのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 51 年 3 月まで  
母が、地区の婦人会を通じて親と一緒に私の保険料を納めていたはずだ。  
未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が地区の婦人会を通じて、申立人及び申立人の父母の国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和 51 年度の保険料は、昭和 52 年 3 月に 12 か月分が一括で納付されているのに対し、申立人の父母の当該年度の保険料は 4 半期毎に 4 回に分けて納付されていることが確認でき、申立人の主張と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 8 月に払い出されており、その時点で申立期間のうち 48 年 7 月以前の期間は時効により納付することができない期間である上、同年 8 月以降の期間についても、大半は過年度保険料となり、現年度保険料のみを集金する婦人会では納付できない期間である。

さらに、申立人は住所を移動したことが無いなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から43年5月1日まで

私は、昭和41年7月に母の急病により実家に戻り、知人の紹介でA社に入社した。母の通院治療のため健康保険と厚生年金保険は確かに加入し、厚生年金保険料は給与から控除されていたので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同種の業務に就いていた同僚は「申立期間当時の社員は約1年から2年の見習期間があり、その後厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述しており、当該同僚のほか複数の同僚に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることができなかった。

また、当該事業所は昭和45年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年8月31日に解散し、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は昭和43年5月1日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月22日から40年8月ごろまで  
私は申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ厚生年金保険の被保険者記録が無かった。同僚には同社の厚生年金保険の加入記録がある。私も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和61年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に照会したところ申立人を記憶しておらず、事業主が保管していた申立期間に係る当該事業所の「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「被保険者標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人の記録は無い上、これらの記録は社会保険庁の記録と一致している。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、当該事業所における厚生年金保険の適用については何も分からないと回答している。

さらに、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れは無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 478 (事案 201 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 20 日から 42 年 4 月 28 日まで  
② 昭和 42 年 11 月 16 日から 43 年 4 月 13 日まで  
③ 昭和 43 年 5 月 20 日から 44 年 3 月 1 日まで

私は申立期間①にA事業所、申立期間②にB社（現在は、C社）D事業所、申立期間③にE社に勤務していたが、いずれの申立期間についても厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人が事業所の所在地として供述したF市において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無いこと、申立期間に係る雇用保険の加入記録が確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 17 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できずとし、今回、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

申立期間②については、B社D事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C社に申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、当時の資料は無く、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当時、申立事業所において経理事務を担当していた者は「厚生年金保険と雇用保険の手続は同時に行っていた」と供述しているところ、申立人の雇用保険の資格取得日は昭和 42 年 4 月 28 日、離職日は同年 11 月 15 日と記録されており、この記録

は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③に係る申立てについては、E社は、昭和 48 年 3 月 1 日に全喪しており、申立内容を裏付ける関連資料や周辺事情を得ることができなかったこと、申立人が一緒に働いたとしている同僚 3 名のうち、2 名については同社において厚生年金保険の加入記録が無いことから、同社ではすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 17 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、今回、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。